

## 第22期 第12回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年5月24日（火）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 2階「ガーネット」

### 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	松 下 誠四郎
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	欠席委員	堤 静 子
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美奈子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤一郎
	技師	水 木 裕
	三戸地方水産事務所 総括主幹	榑 昌 文
	下北地方水産事務所 副所長	田 村 直 明

#### 4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）  
原案どおり答申することに決定された。

#### 5 議事の経過

##### 会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第12回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

2022年も早いもので5月24日、第22期第12回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件、報告事項1件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える14名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

##### 委 員

（「異議なし」の声あり。）

##### 会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、南谷委員と宮野委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。  
事務局から説明をお願いします。

##### 長根事務局長

はい、会長。

##### 会 長

はい、局長。

## 長根事務局長

それでは、説明します。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください、これは、青森県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

## 会 長

県から補足説明があればお願いします。

## 水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

## 会 長

はい、三橋副参事。

## 水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号について補足説明させていただきます。

資料の方、開いていただいて2ページ目を御覧ください。

これまでと同じように、漁業種類と対象漁協等についてのみ簡単に御説明させていただきます。

2ページ目につきましては、小型いか釣り漁業、するめいかでございます。

これは、この前、御審議いただいたものの追加2隻というものでございます。

なお、今回、御審議いただいた後、来月の西部海区の方にも諮問する予定となっております。

続いて、3ページ目を御覧ください。

小型定置漁業でございます。

3段に分かれております。

上段が八戸鮫浦漁協でございます。

それから、2段目、3段目が百石町漁協ということで、各1人ずつということになっております。

続いて、4ページを御覧ください。

ほや・うに潜水器漁業でございます。

これは、八戸みなと漁協ということになっております。  
県からの説明は以上でございますので、御審議の方、よろしく願いいたします。

## 会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして、発言する際は、挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

## 委 員

（「ありません」の声あり。）

## 会 長

御質問、御意見もないようでありますので、それでは、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

## 委 員

（「異議なし」の声あり。）

## 会 長

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することいたします。なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

以上、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①の「令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を県から報告願います。

## 水産振興課 水木技師

はい、会長。

## 会 長

はい、水木技師。

## 水産振興課 水木技師

私の方から、くろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について、御報告させていただきます。

お配りしております、報告資料1を御覧ください。

県は、漁業法に基づき、令和4年5月18日付けで知事管理漁獲可能量の変更について公表しました。

その概要については、1の変更内容のとおりでして、30キログラム未満の小型魚は、286.6トンから90.4トン増えて377.0トン。30キログラム以上の大型魚は、506.3トンから99.6トン増えて605.9トンとなっております。

2ページ目を御覧ください。

追加配分の内訳といたしましては、まず、小型魚については、繰り越し25.6トン、譲渡メリット措置として17.9トン、消化率メリット措置として10.9トン、国留保からの上乗せ等として36.0トンとなっております。

また、大型魚については、繰り越し46.0トン、譲渡メリット措置として32.2トン、消化率メリット措置として1.3トン、国留保からの上乗せ等として20.1トンとなっております。

譲渡メリットや消化率メリット及び国留保からの上乗せ分等の詳細な計算方法については、4ページ目の参考でございます、参考にある、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領を御覧ください。

なお、この計画の変更については、漁業法に基づき、委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、委員会に事前諮問せずに手続きし、手続き後に報告する旨を令和4年1月13日付け青水振第1312号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

私からの報告は以上です。

## 会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から、何か御質問等がありましたらお願いします。

御質問、ありませんですか。

ありませんですか。

## 委 員

(「ありません」の声あり。)

## 会 長

質問もないようですので、それでは、以上、これを持ちまして第22期第12回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時40分